平成２２年（再ロ）第７号
香川県高松市塩屋町16番地６
再生債務者　土山　哲義
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月22日から平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３号
埼玉県熊谷市原島1076番地８　エスペランサ102
再生債務者　松本　公人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで
平成22年11月９日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再ロ）第１号
千葉県茂原市道表13番地２
再生債務者　鈴木　洋光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで
平成22年11月10日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２２年（再ロ）第１２号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番７―1103号
再生債務者　國見　昌代
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月30日まで
平成22年11月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第９号
青森県黒石市追子野木１丁目242番地20
再生債務者　今　　昭広
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月１日まで
平成22年11月10日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第６号
青森市大字合子沢字松森163番地１
再生債務者　髙坂　一三
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月８日まで
平成22年11月10日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第８号
愛媛県松山市山越１丁目14番20号　レジデンス山越Ｂ201号
再生債務者　谷口　香里
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月８日まで
平成22年11月10日　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
熊本市東町４丁目13番３―201号
再生債務者　佐藤　潤子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第９号
神戸市東灘区魚崎北町５丁目２番３―202号
再生債務者　福永　鴻群
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号
三重県伊賀市ゆめが丘５丁目８番地の11
再生債務者　岩田昌樹こと　李　　昌樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月10日　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（再ロ）第５９号
大阪市平野区加美西１丁目11番18号
再生債務者　中村　義和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１５号
さいたま市大宮区寿能町２丁目149番地19
再生債務者　長坂　兼一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１号
三重県津市一志町大仰220番地１
再生債務者　岡野　寿仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月10日　津地方裁判所再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 22 年 11 月 18 日　京都府教育委員会
1　失効した免許状の氏名、本籍地、授与権者、失効年月日、種類、番号、授与年月日
朝倉　一平、京都府、高知県教育委員会、平成22年10月14日
⑴　中学校教諭１種免許状（数学）、平18中１第332号、平成19年３月23日
⑵　高等学校教諭１種免許状（数学）、平18高１第369号、平成19年３月23日
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十一月十八日
東京都中央区日本橋室町一丁目一二番一三号
（甲）株式会社日本橋鮒佐
代表取締役　宮内　隆平
東京都中央区日本橋室町一丁目一二番一三号
（乙）有限会社金盛食品
代表取締役　宮内　聖子

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十日
掲載頁　九十四頁（号外第二三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十日
掲載頁　九十四頁（号外第二三六号）
なお、訂正公告を平成二十三年一月十七日官報に掲載しております。
平成二十二年十一月十八日
京都市山科区東野狐藪町一六番地
（甲）株式会社Ｙ'ｓアセットマネジメント
代表取締役　堀　　直樹
京都市山科区東野狐藪町一六番地
（乙）株式会社Ｊ―ｎｅｔレンタリース
京都
代表取締役　堀　　直樹